平成２５年（再ロ）第４号

静岡市駿河区西島838番地の１

再生債務者　滝川　　正

1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月31日まで

4　一般異議申述期間　平成25年11月11日から平成25年11月21日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第３７号

大阪市鶴見区横堤４丁目４番２号

再生債務者　永井　秀樹

1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月６日まで

4　一般異議申述期間　平成25年11月11日から平成25年11月25日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第３号

香川県高松市東山崎町415番地22

再生債務者　横瀬　明広

1　決定年月日時　平成25年10月10日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月７日まで

4　一般異議申述期間　平成25年11月21日から平成25年12月５日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１０号

堺市南区三原台２丁７番１―416号

再生債務者　小栗　　忠

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月６日まで

平成25年10月９日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００３３号

東京都江戸川区上篠崎１―２―21

再生債務者　安室　英男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月８日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第５号

千葉市中央区宮崎町472番地２ウインベルユーラス蘇我102号

再生債務者　鈴木美千代（旧姓築地）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月７日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１号

秋田県横手市平鹿町上吉田字五十田60番地７

再生債務者　大川　義弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月10日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（再ロ）第２号

秋田県横手市平鹿町上吉田字五十田60番地７

再生債務者　大川久美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月10日　秋田地方裁判所横手支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年 10 月 21 日　　広島県教育委員会

1　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

⑴　小学校教諭専修免許状、平24小専修第３号、平成24年10月16日、愛媛県教育委員会

⑵　小学校教諭一種免許状、平21小１種第84号、平成22年３月24日、愛媛県教育委員会

2　氏名及び本籍地

橋本　　航　広島県

3　失効年月日　平成25年９月13日

4　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年十一月七日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十一日

掲載頁　一五七頁（号外第一三二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十六日

掲載頁　一一九頁（号外第一三六号）

平成二十五年十月二十一日

東京都江東区東陽二丁目四番一八号

（甲）日立公共システムエンジニアリング株式会社

代表取締役　健部　清美

東京都江東区新砂一丁目六番二七号

（乙）日立公共システムサービス株式会社

代表取締役　飯野　敏章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月二十一日

掲載頁　八十八頁（号外第五十六号）

平成二十五年十月二十一日

東京都中央区明石町六番四号

（甲）片倉工業株式会社

代表取締役　竹内　彰雄

東京都中央区明石町六番四号

（乙）中越株式会社

代表取締役　柿本　勝博

合併公告

左記会社は合併し、その権利義務全部を承継して株式会社ソレイ・ホールディングス（住所東京都新宿区新宿五丁目一六番一五号）を新設し、甲、乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載日　平成二十五年九月二十七日

掲載頁　一八六頁（号外第二二〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載日　平成二十五年九月二十七日

掲載頁　一八六頁（号外第二二〇号）

（丙）掲載紙　官報

掲載日　平成二十五年九月二十七日

掲載頁　一八六頁（号外第二二〇号）

（丁）掲載紙　官報

掲載日　平成二十五年九月二十七日

掲載頁　一八七頁（号外第二二〇号）

（戊）掲載紙　官報

掲載日　平成二十五年九月二十七日

掲載頁　一八七頁（号外第二二〇号）

平成二十五年十月二十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二二番一号

（甲）株式会社ソレイ・トラスト

代表取締役　松木　光平

東京都渋谷区道玄坂一丁目二二番一号

（乙）株式会社ノース・トラスト

代表取締役　松木　光平

東京都渋谷区道玄坂一丁目二二番一号

（丙）株式会社ノース・キャピタル

代表取締役　松木　光平

東京都渋谷区道玄坂一丁目二二番一号

（丁）株式会社ノース・ロード

代表取締役　松木　光平

東京都渋谷区道玄坂一丁目二二番一号

（戊）株式会社サウス・トラスト

代表取締役　松木　光平